

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

平成三十一年二月十九日

江戸川区長 多田正見

## 議決を得た契約の契約変更調書

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 ( ) 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額( 変更増減額 )	説 明
建 築 工 事	仮称江戸川区児童相談所新 築工事	トヨタ・スイコウ建設共同企 業体 代表者 株式会社トヨタ工業 代表取締役 奈良輪 武	30.7.4  (368 日間)	円  1,620,000,000	今回 30.10.25	円  1,634,623,200(14,623,200) (0.9%)	「平成29年3月から適用する公 共工事設計労務単価」を用いて積 算し、平成30年3月1日以降に締 結した工事請負契約について、「平 成30年3月から適用する公共工事 設計労務単価」に基づく契約金額 に変更したことによる増
	仮称江戸川区児童相談所新 築に伴う電気設備工事	桐井電設工業株式会社 代表取締役 桐井 昭雄	30.7.4  (368 日間)	円  317,520,000	今回 30.10.25	円  318,783,600 (1,263,600) (0.4%)	「平成29年3月から適用する公 共工事設計労務単価」を用いて積 算し、平成30年3月1日以降に締 結した工事請負契約について、「平 成30年3月から適用する公共工事 設計労務単価」に基づく契約金額 に変更したことによる増
	仮称江戸川区児童相談所新 築に伴う機械設備工事	三光エンジニアリング株式会 社 代表取締役 五十嵐 隆	30.7.4  (368 日間)	円  307,800,000	今回 30.10.29	円  311,364,000 (3,564,000) (1.2%)	「平成29年3月から適用する公 共工事設計労務単価」を用いて積 算し、平成30年3月1日以降に締 結した工事請負契約について、「平 成30年3月から適用する公共工事 設計労務単価」に基づく契約金額 に変更したことによる増

## 議決を得た契約の契約変更調書

	工 事 件 名	契約の相手方	契約年月日 ( ) 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	变更后契約金額( 変更増減額 )	説 明
建 築 工 事	江戸川区立葛西小学校・葛西中学校改築工事	フジタ・トヨタ・葛西建設共同企業体 代表者 株式会社フジタ東京支店 常務執行役員支店長 喜田 克英	29.6.27  (652 日間)	円 5,236,498,800	今回 30.11.8	円 5,304,268,800(67,770,000) ( 1.3%)	賃金等の価格に著しい変動が生じたため、江戸川区工事請負契約約款第 20 条第 7 項(インフレスライド条項)に基づき変更したこと並びに既存校舎以前の建物基礎及び松杭等の地中障害物の撤去処分を行ったこと等による増